

No.	質問のカテゴリー	主な質問内容	回答
1	全般	道路脱炭素化推進計画の策定は義務ですか。	義務ではありません。ただし、道路分野の脱炭素化を推進するにあたって、各道路管理者における計画策定は重要だと考えています。
2	全般	地方公共団体実行計画を作成していないが、道路脱炭素化推進計画を先に策定してもよいか。	地方公共団体実行計画を未策定であっても、道路脱炭素化推進計画を策定することはできます。
3	道路脱炭素化推進計画について	道路脱炭素化推進計画には何を記載すべきか。	道路の脱炭素化の目標、目標を達成するための施策を記載いただく必要があります。 なお、地方公共団体の皆様におかれましては、詳細をマニュアルに記載しておりますので、ご参照ください。 <地方公共団体向け道路脱炭素化推進計画策定マニュアル> https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/utilization/datutannsoka/cn.html
4	道路の脱炭素化の目標	計画期間は、どのように設定すればよいか。	地球温暖化対策計画に準じて、計画期間は2040年度までと設定してください。 地方公共団体については、地方公共団体実行計画の計画期間が2040年までになっていないことも考えられますが、その場合は、地方公共団体実行計画の計画期間に沿う形で可とします。
5	道路の脱炭素化の目標	基準年度を2013年度以外に設定しても問題ないか。	地球温暖化対策計画に準じて、2013年度を基準年度と設定しますが、これまで活動量等の算定データの蓄積がない場合などは、なるべく2013年度に近く、CO ₂ 排出量が把握可能な年度を基準年度に設定することも可能です。 なお、地方公共団体の皆様におかれましては、詳細をマニュアルに記載しておりますので、ご参照ください。 <地方公共団体向け道路脱炭素化推進計画策定マニュアル> https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/utilization/datutannsoka/cn.html
6	道路の脱炭素化の目標	道路協力団体・指定管理者等に維持管理を委託している場合、排出量はどのように算定すればよいか。	道路協力団体・指定管理者から、必要な情報を入手し算定してください。
7	目標を達成するために行う道路の脱炭素化の推進を図るための施策に関する事項	道路関係車両の電動化の取組は必ず対象とされているが、廃棄予定の車両等は保有台数から外すべきか。 リース車両で対応している場合は、どのような扱いとすべきか。	計画策定時に廃棄等の長期保有予定がない車両は対象外としてください。 リース車両により道路管理等を行う場合は、保有台数に含めて目標を設定してください。
8	目標を達成するために行う道路の脱炭素化の推進を図るための施策に関する事項	排出量削減だけでなく、吸収量拡大の観点からの取組も対象となるか。	道路緑化等の吸収源対策についても計画の対象として構いません。 その場合、整備指標・吸収量等を可能な範囲で計画に定めてください。
9	目標を達成するために行う道路の脱炭素化の推進を図るための施策に関する事項	必要性・安全性の観点から削減対策が困難なものは対象外としてよいか。	目標実現に向けた取組は可能な範囲で措置をご検討ください。

No.	質問の 카테고리	主な質問内容	回答
10	道路脱炭素化推進計画の実施に関し必要な事項	道路協力団体に維持管理を委託している場合、推進計画に取組は記載するのか。	計画策定主体が道路管理者となるため、維持管理を委託している管理道路における管理・整備・利用に係る事項についても、計画策定対象としてください。
11	その他	計画作成にあたって、検討会などは必要か。	協議会・検討会などの設置は義務付けられているわけではありません。
12	その他	計画作成後のパブリックコメントは必要か。	パブリックコメントは義務付けられているわけではありません。
13	その他	実施状況の公表・国への報告は必要か。	計画に位置づけた目標等に対する達成状況等について、各道路管理者において、定期的にフォローアップと公表を行うことが望ましいです。 なお、道路脱炭素化推進計画の策定状況及び各道路管理者の取組進捗状況について、政府は毎年フォローアップ調査を実施する予定となっておりますので、調査の際はご協力願います。
14	その他	目標が達成できない場合どうなるか。 2030年度の達成状況を踏まえ、2040年度の目標を見直すことは可能か。	特に罰則等があるわけではありません。 また、目標の見直しは適宜行っていただいで構いません。